

高校の実質無償化に伴う特定扶養控除に関する意見書（案）

国は平成２２年度から、公立高校は授業料を徴収せず、地方公共団体に対し、その相当額を国費により負担し、私立高校等の生徒には、所得に応じて年額１１万８,８００円から２３万７,６００円を上限に高等学校等就学支援金を支給することとしている。

国により高校の実質無償化の方向が打ち出されたことは、すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障する点から前進である。しかし、同時に国は、財源対策として１６歳から１８歳までの特定扶養控除を廃止することとしている。

これらの措置が実施されると、既に授業料の減免を受けている家庭、授業料が元々低額な特別支援学校の高等部や定時制・通信制高校に通っている生徒の家庭、高校等に通っていない１６歳から１８歳までの子どもを扶養している家庭などは、授業料の軽減額より増税額の方が大きい場合が生じてくる。このことは、制度の趣旨にも反し、絶対に避けなければならない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、高校の実質無償化に伴う特定扶養控除の廃止により負担増となる家庭が生じないように、必要な措置を講ずることを強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年３月 日

東京都議会議長 田 中 良

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

あて